

## 伯耆町議会報告及び意見交換会実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、伯耆町議会基本条例（平成30年伯耆町条例第18号）第4条第5項の規定に基づき、議会活動の状況等についての説明責任を果たすとともに、住民と議会との意思の疎通の確保を図り、住民の意見を聴き、議会運営に資することを目的として、伯耆町議会報告及び意見交換の場等について必要な事項を定める。

### (開催)

第2条 議会報告及び意見交換会の主催者は、議長若しくは常任委員会委員長又は特別委員会委員長（以下「主催者」という。）とする。

2 議会報告及び意見交換会は、年（1月1日から12月31日までの間）1回以上開催するものとする。

3 開催時期及び開催要領等は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

4 議会報告及び意見交換会の所要時間は、1会場につき、おおむね2時間とする。

5 議会報告及び意見交換会の開催の周知については、あらかじめ、伯耆町ホームページ、伯耆町広報、伯耆町議会広報、伯耆町防災無線及び伯耆町有線テレビジョン放送等により行う。

### (実施要請)

第3条 伯耆町議会常任委員会及び特別委員会は、議長に対し議会報告及び意見交換会の実施を要請することができる。

2 本町の集落自治会及び本町に在住、在勤する10人以上の者で構成する団体又はグループ（以下「団体等」という。）は、議長に対し議会報告及び意見交換会の実施を要請できる。

3 前2項の規定に基づき実施を要請しようとする常任委員会及び特別委員会並びに団体等の代表者は実施要請書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

4 議長は、前項の規定による要請書の提出があつたときは、議会運営委員会に諮って実施の可否を決定し、実施決定（却下）通知書（様式第2号）により要請者に通知するものとする。

### (内容)

第4条 議会報告及び意見交換会における内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 議会の活動状況（常任委員会及び特別委員会の活動状況を含む。）の報告

(2) 予算、決算、条例等の議決案件の審議及び審査内容とその結果に関する報告

(3) 町民等からの意見、要望及び提言等の聴取

(4) その他町政に関すること

(編成)

第5条 議会報告及び意見交換会の編成は、原則として全議員とする。ただし議会運営委員会において、常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会による実施を認めることができる。

(職務分担)

第6条 議会報告及び意見交換会の職務分担は、司会進行、説明及び記録とし、議会運営委員会においてその職務従事者を定める。

2 説明及び町民からの意見、要望及び提言等に関する答弁は、司会進行を行う議員が指定する議員が行う。

3 記録は要点筆記とし、その記録の末尾に、出席した最年長の議員が署名を行う。

(資料)

第7条 議会報告及び意見交換会の配布資料は、議会運営委員会で協議の上、作成するものとする。

(発言)

第8条 議会報告及び意見交換会における発言は簡潔明瞭を旨としなければならない。

2 発言は、司会進行を行う議員の許可を受けてから行わなければならない。

3 主催者は、議会報告及び意見交換会の進行を妨害し、又は会場の秩序を乱す者に対し、退場を命ずることができる。

4 主催者は、議会報告及び意見交換会の秩序を維持することが困難であると認めるときは、これを閉会することができる。

(結果の報告)

第9条 議会報告及び意見交換会の結果については、議会報告及び意見交換会の終了後、司会進行を行う議員が議長に文書をもって報告を行う。

2 議会報告及び意見交換会で町民から出された町行政に関する要望及び提言等（以下「要望等」という。）は、全員協議会又は議会改革調査特別委員会でこれらを要望、提言すべき内容か決定の上、伯耆町長、伯耆町教育委員会、伯耆町選挙管理委員会、伯耆町監査委員及び伯耆町農業委員会（以下これらを「執行機関等」という。）に、議長が文書で報告するものとする。

3 前項の規定により執行機関等に報告された要望等については執行機関等からの回答を付し、執行機関に報告されなかった要望等はその理由を付して、

議会報告及び意見交換会の内容とともにその概要を伯耆町議会広報、伯耆町ホームページ等により公表するものとする。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

### 実施要請書

年 月 日

伯耆町議会議長 様

団 体 名

代表者住所

氏 名

④

電 話 番 号

下記のとおり、議会報告及び意見交換会の実施を要請します。

第1希望	実施日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
	実施場所	電話番号
第2希望	実施日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
	実施場所	電話番号
意見交換の内容		(具体的に記入してください)
参加人数		人
備 考		

※実施場所は町内に限るものとし、要請する団体等の責任において確保してください。

様式第2号（第3条関係）

## 実施決定（却下）通知書

年 月 日

様

伯耆町議会議長

㊟

年 月 日付けで要請のあった議会報告及び意見交換会の実施について、下記のとおり決定しましたので通知します。

実施決定 及び日時	<input type="checkbox"/> 下記のとおり実施を決定しました。 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
実施場所	
実施内容	
却下及び理由	<input type="checkbox"/> 実施は下記の理由で却下と決定しました。 (理由： )